

白川町保健技術者養成修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第10号

白川町保健技術者養成修学資金貸付規則の一部を改正する規則

白川町保健技術者養成修学資金貸付規則（昭和38年白川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの対象)</p> <p>第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、本町に住所を有する者で<u>次項又は次の各号のいずれかに該当する者</u>とする。ただし、本町の区域外に住所を有する者であつても町長が特に認めた場合は、貸付けの対象者とすることができる。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号、<u>法第20条第1号、<u>法第21条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは大学又は法第19条第2号、法第20条第2号若しくは法第21条第3号に規定する</u> 都道府県知事の指定した保健師養成所又は助産師養成所若しくは看護師養成所若しくは同条第4号に規定する大学、学校又は養成所</u>（以下<u>これらを総称して「保健師学校等」という。</u>）に在学する勤務予定者で、保健師学校等の長が推薦する者</p> <p>(2) 高等学校又は法第22条第1号に規定する <u>文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号の規定に基づき都道府県知事の指定した准看護師養成所</u>（以下「准看護師学校」という。）に</p>	<p>(貸付けの対象)</p> <p>第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、本町に住所を有する者で<u>次の各号の一</u>に該当するものとする。<u>但し</u>、本町の区域外に住所を有する者であつても町長が特に認めた場合は、貸付けの対象者とすることができる。</p> <p>(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第19条第1号、法第20条第1号若しくは法第21条第2号の規定に基づき <u>文部科学大臣が指定する学校</u> <u>又は法第19条第2号、法第20条第2号若しくは法第21条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保健師養成所又は助産師養成所若しくは看護師養成所</u></p> <p>(以下 <u>「保健師学校等」という。</u>）に在学する勤務予定者で、保健師学校等の長が推薦するもの</p> <p>(2) 高等学校又は法第22条第1号の規定に基づき <u>文部科学大臣が指定する学校若しくは同条第2号の規定に基づき都道府県知事の指定する准看護師養成所</u>（以下「准看護師学校」という。）に</p>

改正後	改正前
<p>在学し、卒業後は前号に規定する保健師学校等への進学を希望を有する勤務予定者で、<u>学校長が推薦する者</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる者のうち看護師の免許を取得しようとする者(法第21条第4号に該当する者を除く。)</u>は、<u>美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書(令和8年4月1日締結)に基づく美濃加茂市看護師修学資金貸与条例(令和7年美濃加茂市条例第2号)第9条第1項に規定する修学資金を貸与する旨の決定の通知を受けた者でなければならない。</u></p> <p>(修学資金の額及び貸付期間)</p> <p>第5条 <u>第3条第1項第1号</u> <u>に掲げる者の修学資金の額は、取得しようとする免許の区分に応じて次に掲げる額とし</u></p> <p>_____、<u>実情により町長が決定する。</u></p> <p>(1) <u>保健師 月額3万円以内</u></p> <p>(2) <u>助産師 月額3万円以内</u></p> <p>(3) <u>看護師 次のいずれかによる。</u></p> <p>ア <u>美濃加茂市看護師修学資金を受けられる場合 1万円以内</u></p> <p>イ <u>美濃加茂市看護師修学資金を受けられない場合 3万円以内</u></p> <p>2 <u>第3条第1項第2号に掲げる者の修学資金の額は、月額2万円以内とし、実情により町長が決定する。</u></p> <p>3 <u>修学資金を貸し付ける期間は、第3条第2項に該当する者は美濃加茂市看護師修学資金の貸与月から終了月まで、それ以外</u></p>	<p>在学し、卒業後は前号に規定する保健師学校等への進学を希望を有する勤務予定者で、<u>学校長が推薦するもの</u></p> <p>(3) <u>法第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学(短期大学を除く。)</u>に在学する勤務予定者で、<u>学長等が推薦するもの</u></p> <p>(修学資金の額及び貸付期間)</p> <p>第5条 <u>修学資金の額は、第3条第1号に掲げる者にあつては月額3万円以内、同条第2号に掲げる者にあつては月額2万円以内、同条第3号に掲げる者にあつては月額4万円以内とし、実情により町長が決定する。</u></p> <p>2 <u>修学資金を貸し付ける期間は、修学資金の</u></p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p><u>の者は貸付けが決定された日の属する月から卒業する日の属する月までとする。</u> (貸付けの申請)</p> <p>第7条 修学資金の貸付けを受けようとする者(第3条第2項に該当する者を除く。)は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>第3条第2項に該当する者は、前項の規定による申請書に同項各号に掲げるものに代えて、看護師修学資金貸与可否決定通知書(美濃加茂市看護師修学資金貸与条例施行規則(令和7年美濃加茂市規則第16号)様式第5号)の写しを添付するものとする。</u> (貸付けの決定)</p> <p>第8条 町長は、前条各号の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは貸付けの決定を行い、<u>速やか</u>に申請者に対して修学資金貸付決定通知書(様式第2号)を交付する。</p> <p>2 (略) (修学資金の貸付け)</p> <p>第10条 修学資金は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月に貸し付けるものとする。ただし、特別の事情があるときは、時期を早めて貸し付けることができる。</u></p> <p>(1) <u>4月から9月までの月の分 9月</u> (2) <u>10月から翌年3月までの月の分 3月</u> (借用証書)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の借用証書は、<u>最終の修学資金の交付を受けた後直ちに提出するものとする。</u></p>	<p>_____貸付けが決定された日の属する月から卒業する日の属する月までとする。 (貸付けの申請)</p> <p>第7条 修学資金の貸付けを受けようとする者_____は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第8条 町長は、前条____の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは貸付けの決定を行い、<u>すみやかに</u>申請者に対して修学資金貸付決定通知書(様式第2号)を交付する。</p> <p>2 (略) (修学資金の貸付け)</p> <p>第10条 修学資金は、<u>毎年度四半期に区分し、毎期末_____に貸し付けるものとする。ただし、特別の事情があるときは、時期を早めて貸し付けることができる。</u></p> <p>(借用証書)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の借用証書は、_____修学資金の交付を受けた後直ちに提出するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(届出義務)</p> <p>第12条 借受者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、<u>速やか</u>にその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 借受者が死亡したときは、保証人は、<u>速やか</u>にその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>(貸付けの決定の取消し及び停止)</p> <p>第13条 借受者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、<u>修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条で規定する修学資金の借受者が保健師学校等へ入学した場合において、保健師学校等及び准看護師学校で履修した学科がその後の資格取得に係る教育課程に直接関係がないと町長が認めるときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。</u></p> <p>(修学資金の返還)</p> <p>第14条 借受者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間の3分の1に相当する期間内に<u>一括又は分割の方法により返還しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 借受者が、保健師学校等を卒業した日<u>から起算して1年2月が経過した</u>とき。</p> <p>(3) <u>前条第3項の規定により第3条の修学資金の貸付けが取り消された借受者が、保健師学校を卒業又は退学したと</u></p>	<p>(届出義務)</p> <p>第12条 借受者は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、<u>すみやかに</u>その旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 修学に関し他の資金の貸付け又は支給を受けたとき。</u></p> <p>2 借受者が死亡したときは、保証人は、<u>すみやかに</u>その旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>(貸付けの決定の取消し及び停止)</p> <p>第13条 借受者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、<u>修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(修学資金の返還)</p> <p>第14条 借受者は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間の3分の1に相当する期間内に<u>毎月均等返還の方法により返還しなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 借受者が、保健師学校等を卒業した後、<u>直ちに町又は、町内医療機関等の職員とならなかつたとき。</u></p> <p>(3) <u>借受者が、町又は、町内医療機関等の職員となつた後に死亡し、又は保健技術職員でなくなつた</u>と</p>

改正後	改正前
<p><u>より修学資金を返還することが困難であると町長が認める場合 その理由が継続する期間</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(返還猶予の決定)</p> <p>第20条 町長は、前条の規定により申請書を受取つたときは、これを審査し、返還を猶予することが適当であると認めるときは、返還猶予の決定を行い、<u>速やか</u>に申請者に対して修学資金返還猶予決定通知書(様式第10号)を交付する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(返還猶予の決定)</p> <p>第20条 町長は、前条の規定により申請書を受取つたときは、これを審査し、返還を猶予することが適当であると認めるときは、返還猶予の決定を行い、<u>すみやかに</u>申請者に対して修学資金返還猶予決定通知書(様式第10号)を交付する。</p>

様式第1号から様式第10号までを次のように改める。

様式第1号～様式第10号 【別記1 参照】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

様式第1号(第7関係)

修学資金貸与申請書

年 月 日

白川町長 様

住 所

氏 名

電話番号

白川町保健技術者養成修学資金の貸付を受けたいので、白川町保健技術者養成修学資金貸付規則第7条の規定より関係書類を添えて申請します。

借 用 金 額		月 額		円	
借用を希望する期間		年 月 日 から		年 月 日 まで	
修 学 先	名 称				
	所 在 地				
	入 学 年 月 日	年 月 日			
	卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日			
添 付 書 類	【保健師・助産師】 1 履歴書 2 在学証明書 3 学校長の推薦書 4 住民票の写し 5 健康診断書（レントゲン所見の記載あるもの） 6 成績証明書（1年生に在学する者は入学直前に卒業した学校の成績証明書） 【看護師】 1 美濃加茂市の看護師修学資金貸与可否決定通知書の写し				
	連 帯 保 証 人	住 所			
氏 名			生 年 月 日	年 月 日	
本 人 と の 関 係			就 業 先		
住 所					
氏 名			氏 名		
本 人 と の 関 係			本 人 と の 関 係		

様式第2号（第8条関係）

修学資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

白川町長

年 月 日付けで申請された白川町保健技術者養成修学資金の貸付について、下記のとおり決定したので、白川町保健技術者養成修学資金貸付規則第8条の規定により通知します。

なお、この通知書受領の日から10日以内に誓約書を提出してください。

記

決 定 番 号	第 号
貸 付 金 額	月額 円 ただし無利息
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで
貸付金交付の時期	4月分～9月分は9月 10月分～翌年3月分は3月

様式第3号（第8条関係）

誓 約 書

私は、白川町保健技術者養成修学資金の貸付けを受けるにあたり、白川町保健技術者養成修学資金貸付規則の規定を順守し、学業に励むとともに、修学先の学校等を卒業し、保健技術者の免許取得後は、定められた期間、白川町内の医療機関等において勤務することを誓います。

なお、白川町保健技術者養成修学資金貸付規則の規定により、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

年 月 日

借受者 決定番号 号

氏 名

白川町長 様

様式第4号（第11条関係）

修学資金借用証書

借 用 金 額	総額	円	ただし無利息
借 用 期 間	年 月から 年 月まで		
修学先	名 称		
	所在地		

白川町保健技術者養成修学資金貸付規則により、上記のとおり白川町保健技術者養成修学資金を借用しました。

なお、白川町保健技術者養成修学資金貸付規則の規定により、貸付金を返還期限までに確実に返還します。

年 月 日

借受者 決定番号 号

氏 名

白川町長 様

修学資金返還計画書

借 用 金 額	円
貸付を受けた 期 間	年 月から 年 月まで（年 月）
返 還 理 由	
返 還 期 間	年 月から 年 月まで（年 月）
返 還 方 法	1 月払い（月額 円） 2 全額一括払い 3 半年払い（年2回 円／回） 支払い月 月、 月

私は、白川町保健技術者養成修学資金を借用しましたので、上記計画のとおり返還します。

年 月 日

白川町長 様

借受者 決定番号 号

住 所

氏 名

万一、本人が返還しない場合は、その債務を連帯して保証します。

連帯保証人

住 所

氏 名

連帯保証人

住 所

氏 名

修学資金返還方法変更承認申請書

借 用 金 額	総額		円
修学資金返還 計画書記載の 返 還 方 法	1 月払い 2 全額一括払い 3 半年払い		
未 返 還 額	円		
変更しようとする返還方法等	返還期間	年 月から 年 月まで（ 年 月）	
	1 月払い（月額	円）	
	2 全額一括払い		
	3 半年払い（年2回	円／回）	支払い月 月、 月

上記のとおり、白川町保健技術者養成修学資金の返還方法を変更したいので申請します。

年 月 日

白川町長 様

借受者 決定番号 号

住 所

氏 名

連帯保証人

住 所

氏 名

連帯保証人

住 所

氏 名

修学資金返還免除申請書

免除申請金額	円		
免除申請理由			
借用金額	円		
借用期間	年 月から 年 月まで		
修学先の学校等の卒業年月日	年 月 日		
免許取得科目及び取得年月日	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 看護師		年 月 日
従事した医療機関等	医療機関等の名称	在職期間	在職年月数
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月

上記のとおり、白川町保健技術者養成修学資金の返還に係る債務の免除を受けたいので申請します。

年 月 日

白川町長 様

借受者 決定番号 号
住 所
氏 名

連帯保証人
住 所
氏 名
連帯保証人
住 所
氏 名

様式第8号（第18条関係）

修学資金返還免除決定通知書

第 号
年 月 日

借受者
住所
氏名 様

白川町長

年 月 日付で申請のあった白川町保健技術者養成修学資金の返還免除について審査の結果、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

決定番号	第 号
貸付金額	円
貸付期間	年 月から 年 月まで
免除金額	円
備考	

様式第9号（第19条関係）

修学資金返還猶予申請書

猶予申請金額	円
猶予申請理由	
借用金額	円
この資金を借用し修学した期間	年 月から 年 月まで
返還未済の修学資金	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで

上記のとおり、白川町保健技術者養成修学資金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

年 月 日

白川町長 様

借受者 決定番号 号
住 所
氏 名

連帯保証人

住 所
氏 名

連帯保証人

住 所
氏 名

様式第10号（第20条関係）

修学資金返還猶予決定通知書

第 号
年 月 日

借受者
住所
氏名

様

白川町長

年 月 日付で申請のあった白川町保健技術者養成修学資金の返還猶予について審査の結果、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

決定番号	第 号
返還猶予金額	円
返還猶予期間	年 月から 年 月まで
猶予期限満了後の返還期限及び返還方法	
備考	